

**家畜伝染病予防法第 36 条第 1 項第 1 号の農林水産大臣
の指定するものを定める件の一部改正案について**

令和 8 年 8 月 4 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

1 現行制度の概要

- (1) 家畜伝染病が海外から我が国に侵入するのを未然に防ぐため、家畜伝染病のうち特定の疾病（牛疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱又は高病原性鳥インフルエンザ。以下「悪性伝染病」という。）について清浄性が確認できない地域から発送されるもののうち、病原体を伝播しやすい物として農林水産大臣が指定するものについては、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 36 条第 1 項第 1 号、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号。以下「規則」という。）第 43 条及び平成 29 年農林水産省告示第 306 号（家畜伝染病予防法第 36 条第 1 項第 1 号の農林水産大臣の指定するものを定める件。以下「物告示」という。）の規定に基づき、輸入が禁止されている。
- (2) 物告示においては、現地政府が指定した農場での飼養や農水大臣が定める基準に従って病原体不活化処理されたものなど悪性伝染病の発生を予防する措置が講じられているものは輸入禁止物から除外されている。

2 改正概要

- (1) 国際獣疫事務局が認める口蹄疫についての清浄性ステータスには、「ワクチン非接種清浄地域」と「ワクチン接種清浄地域」が存在するが、口蹄疫ワクチン接種牛は、口蹄疫に感染しているにもかかわらず臨床症状がない場合があり、口蹄疫ワクチン接種清浄地域では口蹄疫感染牛がと畜される可能性が否定できない。したがって、口蹄疫ワクチン非接種清浄国である我が国としては、ワクチン接種地域は清浄性が確認できない地域とし、口蹄疫ワクチン接種清浄地域であるアルゼンチン北部地域からの生鮮牛肉の輸入を禁止してきたところである。なお、アルゼンチン南部地域については、既に口蹄疫ワクチン非接種清浄地域として、規則第 43 条において生鮮牛肉の輸入が認められている。
- (2) 今般、アルゼンチン当局から、北部地域からの生鮮牛肉の輸入解禁要請があり、リスク評価を実施したところ、牛肉中に口蹄疫ウイルスが生存しているリスクを無視できるレベルとするための熟成処理等を講ずる必要があるという結論が得られた。そこでアルゼンチン北部地域は、口蹄疫ワクチン接種清浄地域であることから、引き続き規則第 43 条に定める輸入禁止地域として維持した上で、リスク評価により有効性が確認された熟成処理等の条件を満たす生鮮牛肉に限り、物告示において輸入禁止物から除外することとする。
- (3) なお、今回の改正は、アルゼンチン北部地域からの生鮮牛肉の輸入解禁を目的とするものであるが、輸出に係る農場、食肉処理施設等の指定・管理等は、地域ごとの機関ではなく、アルゼンチン政府が一元的に行うものであるため、物告示においては「アルゼンチン北部地域の政府機関が指定する…」ではなく「アルゼ

ンチンの政府機関が指定する…」という規定の仕方としたい。

- (4) そのほか令和 8 年 7 月 1 日付けで施行された家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する等の省令（令和 8 年農林水産省令第 47 号）により、輸入禁止物を定める規則第 43 条を改正したこと及び飼料用以外の用途に供する穀物のわらの規定が規則第 45 条の 2 から第 43 条の 2 に条ずれしたことに伴う所要の整備を行う。

3 施行期日

公布日：令和 7 年 9 月中旬

施行日：令和 7 年 9 月中旬